

うのが減るわけであります。どれだけの負担の軽減になるのか、これを具体的に、計量的にひとつ示していただきたい、このように思います。

○佐竹政府委員 今回の法律改正は、端的に申し上げまして事業の促進、工期の短縮でございます。

ただいま具体的に説明をということございますので、今回の改正によりまして浮きます国費が二百八十億程度節約されることになるわけでござります。これを国営事業を中心といたしまして、関連いたします国営附帯の補助事業等にも活用することによりまして四百三十億円の事業量が拡大されるわけでございます。具体的に中身を申し上げますと、一般会計国営事業は二百三十億円、それから従来の特別会計事業は約六十億円、それから補助事業が百四十億円の事業量の拡大が図られることになるわけでございます。

これに伴います工期短縮の効果でございますけれども、これは国営事業の従来の一般会計でございますと平均的な工期が従来二十二年であったものが二十年に、従来の特別会計事業でございますと十四年であったものが十三年、このように短縮されることになるわけでござります。

○細谷(昭)委員 先日の参考人の意見聴取からしましたても、東大の今村教授が、恐らく今回の改正をいたしましてもせいぜい一年の短縮ではないか、こんなふうに指摘されておりましたけれども、この一年ぐらいの短縮ということでどれだけの負担軽減になるのか、そのことをもう少し詳しく、今の推計の試算で結構でありますからお示し願いたいと思います。

○佐竹政府委員 一期の短縮をいたしましたと、当然のことですが建設利息の節約になるわけでございまして、これが現在の平均歳高から、正確に数字を今、手持ちしておりませんけれども、十数億程度の金利が軽減になりまして、そのことが直接農民負担の軽減につながることになるわけでござります。

○細谷(昭)委員 つまり今回の改正は、農林水産予算がだんだん削られてくる、そのかわりに別か

ら持つてくるということが主であります。都道府県なり農民の負担の軽減ということには直接的には余り効果がない、このように判断せざるを得ないと思うわけであります。

問題は、これは一番大臣に頭の痛いところであります。これは衆目の認めるところでありましてしたがつてその衝に当たっております大臣は大変な問題だと思いますが、今のように農林水産予算が行政改革となりますが、どうも落と込んでおる、これは衆目の認めるところでありましてしたがつてその衝に当たっております大臣は大変な問題だと思いますが、どうも落と込んでおる、これが我々これから考へなければならない最大の問題だとと思うわけですが、この農林水産予算の落ち込みにどう歯どめをかけるか、そしてこれをどのように増額に持っていかのか、これが我々これから考へなければならない最大の問題だとと思うわけです。

今回の改正も、今局長がお答えになりましたように、実際は落ち込んでいくので何としても補強しなければいけない、そのための改正だというふうにとられるわけであります。しかし、この部門ばかりではなくて、構造改善ばかりではなくて、実際問題としていろいろな点で農林水産というのが全体の改治の中で落ち込んでおる、我々にとってはゆき問題だと思うわけであります。しかしながら、この増額のために私は何としても国民の一つの合意を取りつけける必要があると思うわけであります。

その第一に、日本の国内農産物というのはどうしても高くつく、この高つくものをどう負担するかという合意をどうしても取りつけなければいけないと思うのです。今のように安ければ外國から買ってくればいいという考え方方に立つ限りは、農林水産予算というのは増額できないと思うのです。そこら辺のコンセンサスを何としても取りつけなければいけない。構造改善の問題について言いますと、私は幾らでも高くしていいというわざであります。そこら辺の合意を何としても取りつけなければいけない。構造改善の問題について言います。

○佐竹政府委員 特に制度的な問題、国庫負担の問題につきましては私からお答えし、それから、その三つの立場についての見解を大臣からお答えすることにいたします。

確かに最近の国営事業は非常に規模が大きくなりまして、その影響も農業のみならず非常に多方面に及ぶというようなところから、これを全額国費で負担すべきであるということを御主張なさる学者先生は大変いろいろいらっしゃいます。確かに最近の国営事業は非常に規模が大きくな

消費者も生産物については、安全な食糧という観点からある程度割高な負担をするということ。そして生産者は、自分たちの経営をいわば最大限合理化していく、コストダウンをしていく、そのための努力をやらなくちゃいけないのじゃないか。このいわば三方一両損みたいな三つの点、政府はそのために何をするか、生産者は何をするか、消費者はそれでもなおかつ高くつく日本の食糧、いわゆる農畜産物をある程度負担する、この三つの構えといふものがどうしても今後必要だと思うわけです。大臣はそういうことについてどういうお考えを持っておるのか。これから大臣は、そういうふうな農林水産予算全体、これに対しても責任を持つていく立場でありますので、今回の予算は、極めておかしい話なんですね。今後のそういう構え方について大臣の決意をお示し願いたいと思います。

具体的に、今私が言つたコンセンサスを得たための三つの立場、これについて構造改善局長はどういうふうにお考えなのか。特にあなたの管轄しております例えば農業構造改善では、私の従来の主張は、基本的な、言うなれば排水路、これは全國国庫負担にすべきだ、さらには、現在の大規模な農道だとか、そういういろいろな幹線道路その他のあるわけでありますので、その部分をどれだけ在あなたに課せられておる課題だと思うわけです。その点で特にお答え願いたいと思うわけです。

○佐竹政府委員 特に制度的な問題、国庫負担の問題につきましては私からお答えし、それから、その三つの立場についての見解を大臣からお答えすることにいたしました。

確かに最近の国営事業は非常に規模が大きくな

りまして、その影響も農業のみならず非常に多方面に及ぶというようなところから、これを全額国費で負担すべきであるということを御主張なさる学者先生は大変いろいろいらっしゃいます。確かに最近の国営事業は非常に規模が大きくな

りまして、その影響も農業のみならず非常に多方面に及ぶというようなところから、これを全額国費で負担すべきであるということを御主張なさる学者先生は大変いろいろいらっしゃいます。確かに最近の国営事業は非常に規模が大きくな

た中で、今日日本の國の農業政策が必要としているのは一体何なのか、これを選択しながら、めり張りをつけながら予算案を編成してきたということと、もう一点は、そういう中にあって知恵を働かせるというようなことで、財投資金を今度は導入するというようなこともやつておるところであります。しかし、私どももいたしましては、やはり今、先生からお話をあつたように、國民の食生活と食糧というものを確保するというのは國の基本的な最も重要なものであるということで、ただ安ければ國外から輸入すればいいやということで済まない。そして、今お話を中になりましたようやく、やはり安全な食品を安定して供給するということになると、國內生産というものを高めなければいけないだろう。

そのために一体、我々として何をするのかということがありますけれども、今お話をありましたように、やはり生産性の高い農業というものの、要するに、よその規模の大きな國と一遍に競争しろと言つたって実際に無理な話でありますけれども、その中であつても少しでもコストを下げて、國內で安いものを提供するよう努めしなければいけない。それの一番の基本となるのは、やはり生産基盤というものをきちんとすること、生産基盤の整備をきっちんとすることによって、また規模の拡大にもつながっていくことにもなると思ひます。そしてもう一つは、そういうものを助長するために、やはり先端技術なんというものについても、我々としてはめり張りをつけていかなければいけないのじやないかなというふうに思つております。

そういう中で國としても、ですから、今そういつた問題に対してできるだけ予算を、厳しい中でもめり張りをつけていくことが第一であり、また農業者の皆さん方としては創意工夫をしていただきながら少しでもコストを下げていただく。それから、急激に国際的な価格になりなさいなんて、これは実際にできるものではないし、日本の國土全体を見たときに、そして人口を考えた

ときに、とてもアメリカとか何かと同じような価格になることは無理である。しかし、よその国があるとかあるいは余剰のものをくることができるから日本に売つてもらえるのであって、これが天候その他によつてちょっと厳しくなつたら日本に売つてもらえないということになると、やはり基本的な食糧は国内で生産しなければいけない、そういう意味で、消費者の皆様方にも御理解をいただきながら、多少は高くてもそのかわり安全なもの、しかも安定して供給してもらえる、そして新鮮なものを供給してもらえるのだという中で、私は御理解をいただかなければならぬというふうに考えております。

○細谷(昭)委員　まず最初に局長にお尋ねするのですが、今私は、いわゆる全体のコストを下げるために政府のやることは、まず第一に、構造改善の問題で生産基盤の工事については全額国庫負担にすべきだ、その原則を言ったわけですが、どうもほかの道路と違つてこの農業構造改善についてはすべてそういうふうにするわけにいかぬ、今の構造改善の枠組みの中で考えていくといふうなお話でありましたか、私はそこの基本を変えない限りはどうしようもないと思うのです。

問題は、今例え道路を考える、農道を考えた場合、それから大規模な排水を考えた場合に、農村はほとんど現在、混住地帯であります。混住地帯であるということで社会的な基盤が変わつてきている。もう十年も二十年も前に策定した皆さんの方の構造改善計画というのは、根本的に見直さなければならないという、そういう時代が変わつてきているということなんです。思つて排水なんかは、これは私は年来主張しているのですけれども、もう既に昭和四十年代の終わりに、農林水産省も少なくとも排水路については全額国庫負担にすべきだという観点に立つて大蔵省に予算要求をしている、しかしそれが大蔵省にけられて現在に至つてはいるというふうに私は聞いておるのであります。ところが今局長のお話を聞きますとそういう

考え方方に立つておらぬ。あなた自身がそういう考え方方に立つておらなくてこんなことどうしてでありますか。基本的に農林水産省としては、基盤整備に関する問題は、農民の負担じゃなくて、国家の食糧安全保障という観点からこれはできるだけ全額国庫負担にすべきだ。大蔵省にその点で要求するという姿勢がなくてどうしてできますか。この点について考え方を変えていかなくてはいけない。現実にできるかどうかというのは、財政の問題もありますよ、ありますが、あなたの身の物の考え方なり姿勢を聞いているわけですよ。

○佐竹政府委員 例えは今、先生の御指摘ございました排水事業とか基幹的な農道でございまますが、こういうものは現実的には確かに地元負担分は市町村等が肩がわりするという形で農民負担になつておらないわけでございまして、そういう必然性は先生の御指摘されたとおりでございます。その全額国費とおっしゃられた意味は、公費負担も含めて、要するに農民負担なしでという意味だらうと思ひます。

余り御答弁を長くとつてもいいががかと思ひますが、私ども先生の御指摘にはそれなりに合理性があると思ひますし、もっともだと思います。そういう方向で努力する一つとして、例えは四十七年の改正で市町村協議とか非農地受益者賦課とか――非農地受益者賦課は先生の御趣旨からいえばちょっと違いますが、さらにそれを強化する改正を先般の土地改良法改正でもやってきたわけでございまして、実際問題として私ども今考えておりますのは、やはり地方財政の裏打ちをしていただきますと、ああいう規定を設けましても市町村がないそでは振れないというふうになつているところが多いわけでございまして、従来は大蔵省とだけ専らやつてきたわけでございますが、今後は私ども、自治体に対する裏打ちをいろいろやつてもららう、そういう意味で自治省に対しても働きかけていきたい。

を示してくれまして、その財源手当で等について
は一部、法律に基づかない事業でございますが起
債措置等も認めてくれました。今後、起債の償還
についての交付税上の措置等も粘り強く続けてい
きたいと思います。そういう方向をできるだけ拡
大していきたい。実態問題といたしまして、受益
いたしますのは関係地域の住民でございますし、
その住民を代表するものとして市町村に相応の負
担をしていただき、それに対する財政的な裏打ち
をやっていく、こういう方向を努力していきたい。
先生の御質問に対してもよろしくお答えいたしま
す。私もございまして、先生の実態認識とそれ
に対してとらなければならぬ措置については、
私どもも考え方は大体同じ方向を向いているので
はないか、かよううに考へておきます。
○細谷(昭)委員 私は、本来的には用水も含めて
用排水、これは全額国庫負担にすべきだといふふ
うに考へているのですけれども、用水につきまし
ては永久水利権の問題もこれあり、農民の負担と
いうのはある程度しようがないのじゃないか、こ
んなふうに思うのですが、少なくとも排水につい
ては現在の混住地帯という観点からすれば、もう
本当に早く、今言つたような農民負担なし、すべ
ての排水路についてそういう措置を講ずることが
必要だ、こんなふうに思つておるわけあります。
今言つたいろいろな工夫をしながら、農林水産省、
特に構造改善局としては大胆に、基幹農道は言う
に及ばず、一般の農道についても農民負担という
ことが極力ないような形でやっていく、この心構
えが絶対に必要だというふうに思つておるわけであ
ります。

すれば、どうしても政府、国家の責任において安定期的に安全な食糧を供給する、そのことが大きな責務になつてくるわけでありまして、そのためには政府と生産者と消費者である国民がそれぞれ負担をしなければならない、この原則、このことをいかに国民の中に広めていくのかということが問題なわけです。

その合意があれば、単に財政が悪いからといって——財政が悪ければみんな同じように低くすればいいわけですが、反面この五年間の行政改革のもとにおける国家予算の増減を見ましても、一様に全部下がつているわけじゃありません。外務省関係の海外開発援助費はぐんと上がつていて、それによれば、これはいろいろな背景があるわけですね。そしてまた防衛費しかりであります。エネルギー対策費しかりであります。国家の安全にとって極めて重要であるという観点のものについては上げているわけですよ。だとすれば、少なくとも食糧安保といふのはそれと同じような比重で考えらるべきが当然であろう、こう思うわけであります。なのに、ほかのと同じようむしろ中小企業対策費やこういった農林水産費が下げられておるという現実、このことに大きな憤りを感じるわけでありまして、こういう面についてのいわば政府部内における大臣の発言は極めて重要なだと思いまして、一部の安いものを買えばいいじゃないか、日本農畜産物は高過ぎるという批判に対しても大胆にどう発言されていくのか、このことが極めて重いのだと思うわけです。

これから国民のコンセンサスを得るために政府が何をなすべきか、農林水産省として何をなすべきかといふ大臣の具体的な方策がありましたらお聞きせ願いたいと思うわけです。

○羽田国務大臣 今先生から御指摘ありましたように、やはり食糧の安定供給というのは国家の安全保障と同様であらう、またその基本をなすものであらうといふ御指摘、私も全くそのように考えます。確かに一部の中に、安いからよそから得ればいいであろうという安易な考え方、特に今飽食

の時代と言われる中で食糧が身の周りに幾らでも積まれておるものですから、そういう安易な考え方方が出てくる。また売る方になりますと、日本消費者のために我が国でつくった方が安く安定して供給できますよというような發言なんかによく私たちも触れることがあります。そういう中でそういう考え方が横行するわけありますけれども、しかし、先ほども申し上げましたように、食糧というのは基本的にその国である程度生産が過剰である、余剰である、また余剰の生産ができるという中でそれぞれの国に売ってくれるのであって、その国が本当にちょっと厳しくなつたら途端にストップしてしまうということが現状であります。それと同時に、さあ農業は一体何を使っていいのか、薬品は何を使っていいのか、それも本当にチェックするということはなかなか難しいということから、基本的にはやはりその国で生産するということが一番重要であろうと考えております。

として、どれだけの生産コストを下げるための努力をするのか。政府で考えているように、いわば面積を集積しながら大規模な農家をつくっていくて、生産費を下げていく、こういう方法もあるわけがありますけれども、思うようにはんでいかない。だとすれば、どうしても農家の現在のコストを下げるためには、過剰投資をどう防いでいくか。機械等の過剰投資が日本の現状でございます。それを防ぐためには、思い切った共同化といいますか協業化といいますか、幾たびかこれをやつては失敗をし、やつては失敗をするという試行錯誤を重ねておるわけでござります。しかし、何としてもこの過剰投資を防ぐためにはそれしか方法がない、こういうふうに思うわけですね。いかにして生産者のコストを下げていくのか、この点が一つでありますし、それから、生産者からは比較的高く買いや上げる、消費者に対しても安く提供するというのが基本でございますので、現在の市場に任せることでござります。さらにはいろいろな生協その他のを結ぶいわゆる流通のバイパスをつくっていなく、こんなことも政府がやれる一つの施策じゃないかというふうに思うわけです。

今大臣からお話しのありましたとおり、これと、いう決め手のコンセンサスを得る方法というのはないと思うのですが、消費者、国民に対してはそれなりの生協を通して、消費者活動を通してバイパスをつくるという施策、生産者に対しては、農業改善ばかりではなくて、農政全般にわたるいろいろな指導、コストを下げる工夫、これも一生懸命やらなくちゃいけない。そうして、そのかわりに、今言いましたように農林水産省としては何ができるか。基本的には農民負担を軽くするという観点での構造改善事業の負担をなくしていく、私たちはこのことをさきから強調しておりますように具体的な施策として進めていただきたい、このようにも思つております。

は別ですよ、どんなに国家財政が厳しくともこの問題は民族の安全に関する問題だという点で、世論でも支持を受けるような農林水産予算の増額、このことに一日も早く踏み出していただきたい、このことを強く要求したいと思うわけあります。時間がございませんので、最後の問題に移りたいと思います。

私は土地改良区の問題について取り上げたいたと思うわけであります。今回の改正のように、何としてもこの第三次の長期計画を達成したい。そして、達成した暁には、それぞれの地域農民が土地改良区と、いうものに編入されながらこれを維持管理していくことになるわけあります。問題はこの土地改良区がどれだけ民主的に運営されておるのかという問題であります。これは過ぐる昭和五十九年の改正の際に各党、特に野党の皆さん方からこもども指摘がございました。

その指摘を要約しますと、国民の税金によつて大幅に援助を受けながら土地改良その他構造改善をやつておる、それを統括しておるのが各単位土地改良区、その土地改良区を統括して各県ごとにやつているのが県土連等、俗に言います土地改良連合会でございます。

この土地改良連合会がしばしば問題になつております。私も残念ながらまだ取り上げざるを得ない。

五十九年の議事録は既に局長もお読みだと思うのです。大臣もお読みだと思うのですが、我が党の日野委員が具体的にいろいろな土地改良連合会の問題について言及をしております。土地改良連合会と土地改良政治連盟とは違うんだという言い方をしておるのですが、具体的に実際問題として土地改良区のやつていることの隠れみのみたないな形でやることが一体できるのかどうか。これは法論ではなくて、具体的に国民の前にあんな形で認められておるのかどうか。これは常識なんですよ。私がなぜこんなふうに言うかと、先ほども言いましたように、野党も与党もなしに、農村

出身議員はいかにして農林水産の予算をふやすかということに超党派で取り組んでいるわけです。土地改良の問題についても同様なんです。しかしながら、実際の現場で一党一派に属した政治活動をやつておるとすれば、特に野党の農村出身以外の方からは、あんなところに金を使う必要はない、こういう指摘が出てくるのは当然だと思います。我が党の中にも一党一派に使われるような予算の増額を控えるべきじゃないかという意見さえ一部にたまに聞かれるわけあります。極めて残念な現状でございます。このことにつきまして局長はどういう指導をされておるのか、五十九年のこの指摘に対してどういう指導をされておるのか。大臣はその後農林水産省としてどういう指導をされておるのか、確とした御返答をいただきたい。我々はこの返答いかんによって今回の土地改良法の改正についての賛否を決めたい、こんなふうに思つておるわけあります。

○佐竹政府委員 五十九年の議事録は私も読みま

して、繰り返しはなるべく避けたいと思いますが、土地改良区と申しますか土地改良事業団体もその本来の目的に反しない範囲で一定の政治活動はできることとは存じますけれども、今御指摘になられたような問題がござりますし、特に土地改良区は強制加入の団体でございまして、それからまた賦課金の強制徴収権も認められているわけでございますから、その活動にはおのずから限度、節度があるのだろうというふうに思うわけでござります。

○佐竹政府委員 五十九年の議事録は私も読みま

して、繰り返しはなるべく避けたいと思いますが、

○羽田国務大臣 土地改良区は、土地改良事業を円滑に推進する、そのための農業者の自主的な組織であるということです。そういうことで、土地改良事業を円滑に進めていくために、その中で、国営の土地改良事業が規模が大きくなりますが、何ヵ所か私もずっと国営の農用地開発その他ん排等を見て回ったのであります。その中で、国営の土地改良事業が規模が大きくなりますが、前にも論議されました。設備が近代化をされてくる、明渠は暗渠に、地下にパイプといふようにどんどん複雑化をしていく。こういう中で工事完了後の設備の維持とか管理経費が非常に大きくなつて、懸念が多いと思ひます。こういう点で、国営土地改良事業の維持管理について将来

としても誤解されることのないように節度を持つてやがれ進めていく。それが必要じゃなかろうか

○細谷(昭)委員 局長、今大臣がお話を

なさるところではございませんが、これによれば、そのことによつて、今後十分に皆さん方が国

会で答えていくことを具体的に実行に移していく

かどうかという尺度にしたいと私は思ひます。

○細谷(昭)委員 通達を出しますか。

○佐竹政府委員 先ほど申し上げましたように、

節度ということの理解はなかなか難しゅうござい

ますし、それから事柄の性質上非常に微妙な問題

でござりますので、直ちにお約束すること

はいたしかねますけれども、ひとつ内部で検討さ

せていただきたいと思います。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いからという御指摘が日野先生からございましたけれども、最終的にはそれぞれの会長さんのお考えと、それから団体の内部で決められるべき問題でござりますので一律にはまいりませんけれども、御趣旨を体しまして指導した結果、それなりにそ

う團体が多くなつておるわけでございまして、御

指摘については一応そのような意味でこたえてい

るつもりではございますが、なお今後とも外部か

らぞしりを受けることのないよう指導してまい

りたい、かように考えておるわけでござります。

○大石委員長 辻一彦君。

○辻(一)委員 私はきょう、法案審議に絡んでか

ねてから懸案になつております國営農用地開発

事務等の償還条件の緩和等の問題、さらに農家負

担の軽減問題について二、三質問いたしたいと思

います。

○辻(一)委員 その前に大臣にちょっとお伺いしたいのです

ますが、何ヵ所か私もずっと国営の農用地開発そ

の他ん排等を見て回ったのであります。その

中で、国営の土地改良事業が規模が大きくなりま

すと、前にも論議されました。設備が近代化を

されてくる、明渠は暗渠に、地下にパイプとい

うようにどんどん複雑化をしていく。こういう中で

工事完了後の設備の維持とか管理経費が非常に大きくなつて、懸念が多いと思ひます。こういう

点で、国営土地改良事業の維持管理について将来

国営の助成が必要でないか、こういうふうに思ひます。これが、これに対してもうどう考えておられるか、

というふうに思ひます。

○細谷(昭)委員 これを通達で各県土連、各土地改良区に流します

か。そのことによつて、今後十分に皆さん方が国

会で答えていくことを具体的に実行に移していく

かどうかという尺度にしたいと私は思ひます。

○細谷(昭)委員 通達を出しますか。

○佐竹政府委員 先ほど申し上げましたように、

節度ということの理解はなかなか難しゅうござい

ますし、それから事柄の性質上非常に微妙な問題

でござりますので、直ちにお約束すること

はいたしかねますけれども、ひとつ内部で検討さ

せていただきたいと思います。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

する助成をやらないというルールのもとでも、実

質的に農民負担の軽減に役立つように、それから

また非常に高度な複雑なテクニックを要する施設

については公的管理が行われるように、毎年努力

しているところでござります。

○細谷(昭)委員 これがまた後ほど理事の皆さんと協

議させていただきます。

○大石委員長 辻一彦君。

○辻(一)委員 私はきょう、法案審議に絡んでか

ねてから懸案になつております國営農用地開発

事務等の償還条件の緩和等の問題、さらに農家負

担の軽減問題について二、三質問いたしたいと思

います。

○辻(一)委員 その前に大臣にちょっとお伺いしたいのです

ますが、何ヵ所か私もずっと国営の農用地開発そ

の他ん排等を見て回ったのであります。その

中で、国営の土地改良事業が規模が大きくなりま

すと、前にも論議されました。設備が近代化を

されてくる、明渠は暗渠に、地下にパイプとい

うようにどんどん複雑化をしていく。こういう中で

工事完了後の設備の維持とか管理経費が非常に大きくなつて、懸念が多いと思ひます。こういう

点で、国営土地改良事業の維持管理について将来

国営の助成が必要でないか、こういうふうに思ひます。これが、これに対してもうどう考えておられるか、

というふうに思ひます。

○細谷(昭)委員 これを通達で各県土連、各土地改良区に流します

か。そのことによつて、今後十分に皆さん方が国

会で答えていくことを具体的に実行に移していく

かどうかという尺度にしたいと私は思ひます。

○細谷(昭)委員 通達を出しますか。

○佐竹政府委員 先ほど申し上げましたように、

節度ということの理解はなかなか難しゅうござい

ますし、それから事柄の性質上非常に微妙な問題

でござりますので、直ちにお約束すること

はいたしかねますけれども、ひとつ内部で検討さ

せていただきたいと思います。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

する助成をやらないというルールのもとでも、実

質的に農民負担の軽減に役立つように、それから

また非常に高度な複雑なテクニックを要する施設

については公的管理が行われるように、毎年努力

しているところでござります。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

する助成をやらないというルールのもとでも、実

質的に農民負担の軽減に役立つように、それから

また非常に高度な複雑なテクニックを要する施設

については公的管理が行われるように、毎年努力

しているところでござります。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

する助成をやらないというルールのもとでも、実

質的に農民負担の軽減に役立つように、それから

また非常に高度な複雑なテクニックを要する施設

については公的管理が行われるように、毎年努力

しているところでござります。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

する助成をやらないというルールのもとでも、実

質的に農民負担の軽減に役立つように、それから

また非常に高度な複雑なテクニックを要する施設

については公的管理が行われるように、毎年努力

しているところでござります。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

する助成をやらないというルールのもとでも、実

質的に農民負担の軽減に役立つように、それから

また非常に高度な複雑なテクニックを要する施設

については公的管理が行われるように、毎年努力

しているところでござります。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

する助成をやらないというルールのもとでも、実

質的に農民負担の軽減に役立つように、それから

また非常に高度な複雑なテクニックを要する施設

については公的管理が行われるように、毎年努力

しているところでござります。

○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私た

ちの党の考え方もありますので、ぜひ理事会でこ

の問題を取り上げていただきたい、このように思

います。私が、いかがですか。

○大石委員長 理事の皆さんお聞きになつていま

いから、この改正案の法案審議で提案趣旨は

何をおつたのですが、それによると国営土地改良

頭首工を県管理補助の対象に加えることといつし

たわけでござります。

○佐竹政府委員 これは、自治省との協議等といふ

技術指導、いろいろ知恵を絞りまして、一般的な

財政のそういうルールのもとでも、維持管理に對

事業の事業量の拡大、確保、それからその促進、こういうところに今度の改正法案のねらいがあるようだ。しかし、從来方式による特計方式における幾多の経験から何か学んだというか、その経験を生かしたという考え方方がこの法案の中にあらわれていないのかどうか。この点について、これはひとつ大臣伺いたいと思うのです。

○羽田國務大臣 先ほど來御指摘がありますように、公共事業の一つの制約がございまして工期が遅延しておるというのが現状であります。このために今回の改正法案では、新たに從来の一般会計の事業費の一部にも財投資金を活用し、国の財政資金といふものの効率的な運用を図つております。なお、国営事業を中心とした農業基盤整備全體の促進をそれによって図ろうとしておるところであります。

なお、大規模な国営土地改良事業につきまして、事業費が大きいことから、この新しい制度によつても相当の工費を要することになるため、受益者の要請など地区の状況を勘案しつつ、より一層の事業量の拡大を図り得る從来の特別会計制度を活用し、事業の促進を図つてまいりたい、こんなふうに考えておるところであります。

○辻(一)委員 それは大変結構なんですが、私の担当分も財投等を受けてこれでやる、こうなつておるわけですね。ところが、今度はその農家の負担分は国の一般会計と同じように国費による立てかえ払いである、こうなつておりますね。もし、事業量の拡大だけを目指すならば、農家負担分も財投を繰り入れればそれだけ事業量はふえるわけであります。ところが、金利の変動等によって重い負担がかかる懸念があるといつて過去の経験にかんがみて、この法案が、表には出ないけれどもこういう一点があるのでないか、この点をひとつお尋ねをしたい。

す。そのような意味で、私どもとしては受益農家の方々に御納得のいただけるような説明もしてまいりたいと思いますし、建設利息についても県をこれから地元でそれぞれ御負担をいただいて、それ 御納得いただけるような説明をしてまいります。い、こういうふうに考えております。

○辻（一）委員 確かにこれは同意をしてそしてやるのですから、これは当然ですね。

ただ、ちょっと私は指摘をしておきたい。それは責任論を言うのでなしに、こういう事実があつたということを頭に入れてほしいという点からです。要求して農林省からもらつた資料にも、昭和五十年の十月に「国営坂井北部総合農地開発事業の計画変更について」というので、現地の農林省の事業所と土地改良区が連名で出しておる説明資料がありますね。私は、縮小版を資料でもらいましたして拝見しました。これによつて農家はそうかなどいうことで同意をしたと思うのです。

ところが、これをやるには土地改良区が理事会を開いて、いろいろ議論をして、こういう方針を、特計を導入してやろうということを決めたわけですね。その理事会のときに国がどういう説明をしているかということですが、これはちょっと申し上げると、私は、昭和三十八年にこの坂井地区等穀倉地で生産大学といふ農民の学習運動を起こして以来、二十年間随分農村の関係には知り合いが多いものですから、いろいろな懇談会に行くと昔の資料を引き出していろいろ見せてくれるのです。たまたまそういう懇談会を何回かやつておる中で、こういう縦縫があつたということで、私が古い資料、五十年のを出してくれたのですが、これをちょっと大臣と局長を見てほしいのです。その一枚目はもう時間の点からいいのであります、二枚目の半ばから「特別会計制度導入の必要性」というのがあって、これは読んでいただくとわかりますが、こうありますね。

事業所において今後の事業進捗予測を現時点で検討してみると次のことが考えられる。

現行一般会計のもとで年度事業費の伸び並びに物価上昇をそれぞれ一〇%と想定し完了年度を算出すると昭和六十三年度が見込まれ、五十五年度以降残事業費百四十五億円は三百七億円と増加し、総事業費は三百四十二億円となることが予想される。これを基礎として受益者の十アール当年賦償還金を算定すると三万二百円となる。

一方特別会計に移行した場合は物価上昇を一〇%と仮定しても、昭和五十五年度に事業元が期待でき、五十一年度以降残事業費は百四十五億円が百九十億円に増加し、総事業費は二百二十五億円程度にとどまる見込である。これを基礎として受益者の十アール当年賦償還金を算定すると二万三千二百円となり、一般会計の場合より三割程度償還額は少くなり、特別会計の方が有利となる。

更に工期の短縮により早期に事業効果が発生することとなるので、当地区においては積極的に特別会計制度を導入して年度予算の大大幅な額を計り事業を早期に完成させることができると考えられる。

これは、当事業所が理事会に説明しておるわけです。

この問題は私は去年の四月二日に論議をしまったから、詳しくは言いませんが、こういう説明を受けて、そして理事会も、なるほどそれなら特別会計でいいこう、また、それを受けてこの一枚のシナフレットがつくられて、一般農家に配られ、農家もそれならやりましょう、こうなったと思うのですね。同意というのはそういうふうに得られたておると思うのです。そういう点から考えてみると、単純に、当農家の皆さん特計はやはりいいんだということで同意をしたということですね。

そこで、事情は非常に変わってきたわけですが、私も実は五十一年三月の今ごろと思うのですが、土地改良改正案を参議院で審議をして、その社会の責任者をやつておってこの論議をしたのです

す。私自身も、この特許制度はそういうようにして農家にプラスする、地域にプラスする、こういう判断で賛成をしたものですから、一半の責任はそれを承認した私たちもあると思うのです。だけれども、事実としてこういう状況が起きているとすると、今、二万一千円が、農地造成五万五千円、区画整理、水を入れると七万五千円、水田の区画整理、用水九万五千円の年償還額では、農家の皆さんも米一俵にしてくれということを運動論として今やつておりますが、そう言うの私は無理のない点があると思うのですね。もちろんそういう経験の中でいろいろ事業があふえることの御説明があったことは知っておりますが、大筋はこういうところから出発している。

そして今日に至っているとすれば、さつきの特急料金の払い戻しではないが、本来ならば制度的に考えるべきであるが、これが制度的に困難であるならば、特別な救済対策をこういうことに對して国としては考えるべきではないか、こう思いますが、これについて大臣の所見をお尋ねしたい。

○羽田国務大臣 先ほどの特急料金の払い戻しにつきましては、先ほど局長があれされたとおりでありますし、また、そういうこととありますので、五十一年特別会計の振りかえ時におきましても対前年比で一九・%ですか、そういうふうにして相当な予算というものをつけながら早期完了といふものを図ってきたということになります。

そういう努力をしておるわけでありますけれども、今御指摘のございましたもうろの背景の変化というものがあって、負担がどうでもえざるを得ないという点については本当に遺憾に思つております。

○辻(一)委員 私は、今度は農家の経営の中から償還金を生み出す可能性があるかどうか、このことについてもう一点お尋ねをしたいのです。

先ほど申し上げた数字、年償還額が農業者への負担能力の限度を超えるのではないかという懸念がいたしますが、この点について簡単で結構ですが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○依竹政府委員 私どもは言語画更に際しまして、その事業費の増高と発生する受益によって計算される投資効率が一以上になること、それからもう一つ、農民負担が増加所得に対するおおむね四〇%以下になるような指導をしているわけでございまして、変更計画について仮に当初の割合で試算いたしますと、受益農家負担の年償還額は先ほど御指摘のあつたような数字になるわけでございまして、農家によつては事業費償還の初期においてはかなりの負担となる場合も予想されるわけでございます。しかしながら、その経営が安定した際には四割の以内におさまるというふうな見通しを得てゐるわけでございます。

○辻(一)委員 実は私、一昨晩、この地区における二・五ヘクタールから五ヘクタールくらいの十四人の專業農家の皆さんから一晩いろいろな実態を聞いてみました。そこでは、償還はなかなか困難であるという話は出ても、個々の経営でどれだけ所得があるて、どれだけ経費が要つて、家計費が幾ら要つて、残りがどれだけで、償還が幾らでどうなるか、こうなるとみんなの前ではなかなか話ができない。

それで、きのう個々の農家を何軒か訪ねて、青色申告の内容等も見せてもらつて具体的な数字を見てみたのですが、それを紹介する時間的ないところがありませんから、要点だけ申し上げると、例えば水田二ヘクタール、畑一ヘクタールの三ヘクタール、この大まかな水揚げ所得が一千万で、所得率が〇・五から六として五百五十万から六百万の所得になつております。そして、この家族たゞ三十分から多いときにつ四十万、普通三十万台、大体毎月の生活費が要る。だから、年にはやはり四百万要るというんですね。そうしますと、去年は作柄が割とよかつたので二百万くらい残つてゐるから、償還額は計算すると百五十万になるが、去年の場合はこれだけ働いて五十万残るということになる。しかし、一昨年は状況がよくなかつたので経営の中で百万しか余裕がなかつたというのであります。そうしますと、この百五十万の償還を払つて

いければこれは赤字になってしまふわけですね。そうすると、三ヘクタール前後という事業農家、中核農家が五、六百戸いるわけですが、ここらの話を聞きますと、これだけ一生懸命やつて、国営でやつてもらつたのでこれは何とか頑張らにやいかぬ、こう思つてやつて、そしてこういう結果になつて、償還で持つていかれてあとほんと残らぬということになると、一生懸命やる意欲が薄れわけですね。そして、そういうことが重なると、結局この赤字がだんだんと出て、せつからく国営でやつたその造成した土地自体を手放さなければならぬ事態も起つりかねない。国営でやつた以上もうかなわないと言つて後を繼いでくれぬといふわけですね。

それから、後を繼ぐ子供がそんな苦勞はないといふ非常に切実な声をいろいろな場所で私は聞いてまいつたわけです。

それを考へると、この現在の償還額が、いわゆる土地改良によつて所得があつるという中で可能であるかどうかということは、もう一遍再検討をする必要があるのでないか、こう思うわけです。

もう数字でいただいておりますから、こちらの方で数字だけ言つて確認をいたしますが、この資料でもらつたのを読みますと、例えば、農地造成で所得があつた分が十五億三百万、それから土地改良、これはいわゆる区画整理と用排水を含んでおりますが、それによつてあつた分が二十六億八百万、合わせて四十一億千百万がこの地区において国営土地改良の結果新しい所得として生まれておられます。そういう中で、労力費が軽減されておりません。そういう内容について国営土地改良の結果新しい所得として生まれておられます。それをほかに転用するとか、維持管理費がふえた減つたりそんなのをずっと差し引きしますと、作物として所得があつた分は大体三十六億くらいになつておる。そこで、その内訳は農地開発で十五億六千九百万、それから土地改良で十九億九千八百万、こうなつておるのでですね。

これをずっと見ると、農地を新しく開発した場合は、資料によれば十アル當たりの所得が三

十四万になつておりますから、〇・六で割る、いわゆる所得率で還元しますと反当五十六万くらいの粗収入になる。これは小面積をつくつてある場合には不可能ではありませんが、何町歩、何ヘクタールとつくつてある場合にはこの五十六万の粗収益は目いっぱいのところじゃないかと思うのであります。二ヘクタール、三ヘクタール、そういう農家がこれだけ上げるのはちょっと大変だと思いますが、これは数字にそんなに大きな開きがないとして、これはおいておきたいと思います。

そこで、農業用の用排水と区画整理の所得増をすと見ると十九億九千八百万という数字が出ております。これは局長、それで間違いないですね。○佐竹政府委員 間違いございません。

○辻(一)委員 一々数字を確かめるといいのですか、時間が点から私のメモで読み上げて確認をしていきたいと思います。

この十九億九千八百万という中で、水田で区画整理をしてそして用水を入れたのは三百四ヘクタールであります。これは湿田で、谷地田といいますが、狭いところで谷間にあるような田んぼ、そういうところが仮に九俵か十俵とれるとしても、裏作等を入れると、この資料にもあります、米で四万増、麦で一万増、五万ほど土地改良の効果が上がる、こう計算しております。そうしますと三百ヘクタールでは一億五千万、それから用水補給だけをやっている水田が五百八十ヘクタールあって、こ れも同様の五万の増と計算すると二億九千万、合計四億四千万ですね。十九億九千万からこれ

を引きますと十五億五千八百万になるのですが、これを、畠地を区画整理をしてそして水を入れたところで十五億五千八百万というのを割つてみると、非常に高い所得がないと計算が合わぬといふことです。

最終的には、いざれにしても同意をいただかなればならないわけでござりますから、私どものこの計画が実際に農家の方に受け入れられるようになります。そこで、償還条件の緩和の問題につきましては、六十一年度の予算要求の段階で検討が行われ、大蔵省との間で引き続き私どもは協議することになりました。現在、具体的な方法及びその問題点等につきましては検討中でござりますが、現下の国の厳しい財政事情のもとで償還期間の緩和を制度化することは、今局長の方からもずっとお答えいたしましたように非常に難しいと考えております。

れくらいは曲がりくねった煙でも大体皆できたわけなんです。その上に十五億五千八百万円というものが所得増として上積みになつたとしますと、これは一反に七十五万くらい粗収益を上げないとこの計算が合わない、詳しい計算はもうあと五六分だから申し上げませんが、私の試算したのはそういうことになるのです。

そうすると、一反や二反とか五反、小面積をつくつて、そして施設園芸をやればこれは幾らでも出ますが、三町歩前後、中堅農家というような面積をつくつた場合に七十五万の粗収益を皆上げるというようなことは、さつき三町歩で一千万ですから、三十万なんですから、不可能ですね。こういう計算をして、そして最後には、所得率は四〇%でぎりぎりのところで配分ないというお話をあります、この計算をやつてみると、この分野については償還率が四〇%を超える可能性がかなりあると思うのです。そういう意味でやはりこの試算にはいろいろ問題点があるよう思います。が、これについて局長なり大臣として、ひとつ見解を伺いたいと思います。

○佐竹政府委員 具体的個々の農家の経営条件から見た場合にいろいろ問題点が出ることは事実だと思いますが、私ども、この計画変更につきましてはそれぞれの経営の専門調査員にお見せいだしまして審査していただいておりまして、その報告もいただいておりまして、まあ大体いただけるようという御報告はいただいているわけでござります。

○羽田国務大臣 今お話をいただきまして、またいろいろとやりとりをお聞きしまして、確かに背景はいろいろあるとある、しかし、実際に農家自身の償還の負担率は非常に高くなつてきておるという現状は私どもよくわかるところであります。そういうことで、償還条件の緩和の問題につきましては、六十一年度の予算要求の段階で検討が行われ、いろいろとやりとりをお聞きしまして、確かに背景はいろいろあるとある、しかし、実際に農家自身の償還の負担率は非常に高くなつてきておるという現状は私どもよくわかるところであります。そういうことで、償還条件の緩和の問題につきましては、六十一年度の予算要求の段階で検討が行われ、大蔵省との間で引き続き私どもは協議することになりました。現在、具体的な方法及びその問題点等につきましては検討中でござりますが、現下の国の厳しい財政事情のもとで償還期間の緩和を制度化することは、今局長の方からもずっとお答えいたしましたように非常に難しいと考えております。

いすれにしましても、この現状というものは私たちも踏まえながら、それぞれの関係機関とも十

れくらいは曲がりくねった煙でも大体皆できたわけなんです。その上に十五億五千八百万円というものが所得増として上積みになつたとしますと、これは一反に七十五万くらい粗収益を上げないとこの計算が合わない、詳しい計算はもうあと五六分だから申し上げませんが、私の試算したのはそういうことになるのです。

そうすると、一反や二反とか五反、小面積をつくつて、そして施設園芸をやればこれは幾らでも出ますが、三町歩前後、中堅農家というような面積をつくつた場合に七十五万の粗収益を皆上げるというようなことは、さつき三町歩で一千万ですから、三十万なんですから、不可能ですね。こういう計算をして、そして最後には、所得率は四〇%でぎりぎりのところで配分ないというお話をあります、この計算をやつてみると、この分野については償還率が四〇%を超える可能性がかなりあると思うのです。そういう意味でやはりこの試算にはいろいろ問題点があるよう思います。が、これについて局長なり大臣として、ひとつ見解を伺いたいと思います。

○佐竹政府委員 御要求いただく資料の内容にもありますけれども、できるだけ先生の御疑問に答えるよう資料を提出するよう努力いたしました。○辻(一)委員 大臣、前回の論議ときょうの論議を聞いていただけば、農林省も一生懸命やつたと思います。が、農家の責任の外にある日本の経済状況の変化等々によって、予想したよりも大きな負担がかかるべき資料を提出するよう努力いたしました。いいですか。

分話し合ってまいりたいと考えております。

○辻(一)委員 これは一遍担当大臣として、かつて構造改善局の重要な課題として昨年末は取り上げたわけですから、それが別途協議で持ち越されてしまうとすれば、やはり大臣と話をしてもらつてしまかるべき対策を講じてほしいと思いますが、いかがですか。

○羽田国務大臣 この点につきましては、佐藤前大臣からも私ども引き継ぎを受けておりますので、これからも話し合ってまいりたい、かように考えております。

○辻(一)委員 では、時間が来ましたので、最後に一点だけお尋ねします。

今、福井県の坂井地方一帯に福井平野開発計画というものが農林省で採択されて建設段階に入らうとしておりますが、これは有名な九頭竜川の堰堤、頭首工が非常に傷んでいて、これを改修して用排水路を整備しようということで、国費三百億、県費百億で当面四百億ですが、その他いろいろな附帯を含めると八百億を超える大きな事業であると言われております。ところが、坂井北部の例からかんがみて、農家の皆さんには将来また負担が非常に重くなるのではないかという心配を現実に随分している。冬のうち私が回った中でも、そのことを至るところで聞くわけですね。

そこで、この改正法案が決められて適用されるときに、従来の国営一般会計における事業よりも農家の負担が重くなるということは、この条文を読む限りないとは思います、念のために、そういう心配がないかどうか、このことをひとつ伺っておきたいと思います。

○佐竹政府委員 今回の制度改正の仕組みから見て、そのようなことはございません。

大臣、土地改良は大変大事な問題でありますので、この法の施行に当たつてもひとつ重大な決意でこれから御努力をいただくよう、農林省の幹部の皆さんもお願ひしたいと思います。

それでは終わります。

○大石委員長 武田一夫君。

○武田委員 私で最後でございますが、時間が限られておりまつてありますので三點だけ質問して終わるが、いかがですか。

○羽田国務大臣 この点につきましては、佐藤前大臣からも私ども引き継ぎを受けておりますので、これからも話し合ってまいりたい、かように考えております。

○辻(一)委員 では、時間が来ましたので、最後に一点だけお尋ねします。

今、福井県の坂井地方一帯に福井平野開発計画を視察いたしましたり関係者と懇談をしたり、あるいはまた先日の参考人の御意見などを聞き、たしまして、いろいろと勉強したわけであります。そこでやはり共通して出てきたのは、農業を取り巻く環境が非常に厳しいということに触れて、特に、土地改良事業の工期の大幅な遅延の状況が農家の負担を大きくしているという声が大きくなりましたが、これが農業経営に大きく影響するものがあるとう声が出てまいりました。そして、それはさらに食糧の自給率の向上や農業生産の再編成や農業構造の改善を進める上で大きな障害になつてゐるという声が、大体どこへ行っても出てくる共通の声でございました。

そこで、私は今回の改正を契機に、政府はこうした問題を率直に受けとめまして、工期の遅延の回復を図ると同時に土地改良事業が円滑に進むよう万全の対応をしていただきたい、このことをまず要望して、締めくくりの意味で三問質問をいたします。

○武田委員 この事業は非常に重要な事業である、農業の基盤として大事なのは、人的資源と土地資源というものが二つ欠かせないものであります。それに、事業というものは投資した額の四倍の効果を地域経済に与える、こういう評価をされています。これは内需拡大においても非常に効果があります。労賃が高い、地元の中小企業の皆さん方が仕事を携わることができる、あるいはまた用地買収というものに余り金がかかならないということです。効率的なお金の運用ができる、こういうようなこと。それにもう一つ大事な点は、昭和五十八年四月に第三次土地改良長期計画において、閣議決定によってこの計画が決められているということが普通の計画とは違うという重要な問題を含んでいます。

○羽田国務大臣 まず第一点からでありますけれども、農業生産基盤の整備開発を図ることによりまして、農業の生産性の向上あるいは需要の動向改善等に資するものである、まさに農政上的一番の基本的課題であるというふうに考えております。

それから、社会的効用につきましてでございまますと、そういうことから少し外れていると言ふと誤解がありますが、弱い感じがするということ

改善することによりまして、農業生産性の向上、農業構造の改善、農産物の安定供給、これに直接貢献しているばかりではなくて、さらに国土の均衡ある発展、国土の保全、土地あるいは水利用の秩序化など多くの社会的な効用をもたらしております。

私たち、土地改良法及び土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、現地を視察いたしましたり関係者と懇談をしたり、あれば、やはり予算措置もしていかなければいけないことがあります。そこで、それはさらにこの工期がおくれないよういろいろな努力をしながら、やはり予算措置もしていかなければいけないなどということを改めて痛切に感ずるところであります。

ただ、先ほど来論議がありましたように、全般的に工事がおくれておるということのために、今前段でお話がありましたように、私どもとしてもこの工期がおくれないよういろいろな努力をしないなどということを改めて痛切に感ずるところであります。

そこで、私は今回の改正を契機に、政府はこうした問題を率直に受けとめまして、工期の遅延の回復を図ると同時に土地改良事業が円滑に進むよう万全の対応をしていただきたい、このことをまず要望して、締めくくりの意味で三問質問をいたします。

○武田委員 この事業は非常に重要な事業である、農業の基盤として大事なのは、人的資源と土地資源というものが二つ欠かせないものであります。それに、事業というものは投資した額の四倍の効果を地域経済に与える、こういう評価をされています。これは内需拡大においても非常に効果があります。労賃が高い、地元の中小企業の皆さん方が仕事を携わることができる、あるいはまた用地買収というものに余り金がかからないということです。効率的なお金の運用ができる、こういうようなこと。それにもう一つ大事な点は、昭和五十八年四月に第三次土地改良長期計画において、閣議決定によってこの計画が決められているということが普通の計画とは違うという重要な問題を含んでいます。

○羽田国務大臣 まず第一点からでありますけれども、農業生産基盤の整備開発を図ることによりまして、農業の生産性の向上あるいは需要の動向改善等に資するものである、まさに農政上的一番の基本的課題であるというふうに考えております。

それから、社会的効用につきましてでございまますと、そういうことから少し外れていると言ふと誤解がありますが、弱い感じがするということ

でございますから、こういう大事な基盤整備の問題については、ひとつ最優先に予算の獲得と事業の迅速なる完成というものを私は要望したい、こういうふうに思います。

そこで二番目に、そうした工期の遅延による地元負担に対する特別の配慮、特に従来方式の特別会計地区等における対応でございますが、聞くところによりますと、農家の負担が十年間で約二倍くらいの負担になつて、限界に近いという声もこれあるわけあります。そして、そうした事業のおくれが当たり前という風潮はストップしなければいけないことは当然でございます。

そうした点におきまして、やはり農家の負担軽減のための国庫助成というものは格段の配慮が必要です。これではなかなかかと思うわけあります。特に、これから山間僻地の基盤整備に移行していくと、これまでのよくな価格ではとても賄い切れなくなる。結局、これは農家負担になる。しかも、平地並みの耕作による収量も期待できないということになると二重の苦労でございます。そういうところへの十分なる対応、御配慮をしていただきたいと思うわけであります。

それと同時に、高度な機械設備になりますと維持管理という問題が非常に重要な課題になつてくる。特にこれは農村地区の混住化傾向による関係もございまして、適切なる管理運用が必要である。

こういうところに対する手当てをしてやらぬと大変ではないか。専門家を一人用意しなくてはいけない、そうでなければ高度化された機械設備に対応できないということもこの間の参考人の意見等ございましたし、地元の土地改良の皆さん方もその点を心配されておられます。こういう問題についてひとつ格段の対応、御配慮をお願いしたいと思うのでござりますが、これについての御決意を開かせていただきたいと思います。

○佐竹政府委員 現下の土地改良事業の重大な問題点いたしまして、ただいま農家の負担問題をひつと格段の対応、御配慮をお願いしたいと思うのでござりますが、これについての御決意を開かせていただきました。

○佐竹政府委員 現下の土地改良事業の重大な問題点いたしまして、ただいま農家の負担問題をひつと格段の対応、御配慮をお願いしたいと思うのでござりますが、これについての御決意を開かせていただきました。

それから、維持管理問題の御指摘ございました。

負担問題につきましては、まず何よりも工期が

—

延びることが一番の原因になつておるわけでござりますので、新規採択事業の抑制とか今回のよきな措置による事業量の拡大、それからまた、できるだけ工法等についても工夫を凝らして事業費負担の増高を防いでまいりたい、かようく考えておるわけでござります。

維持管理問題につきましては、特に、施設が大規模化し高度化してくることと、土地改良施設をめぐる社会的な環境が変わつてしまりまして、端的に申し上げますと、混住化社会に移行するに伴つていろいろ問題点が出る、このようなことでござります。

○羽田国務大臣 分なる御配慮をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
答弁申し上げたとおりでありますて、やはり農業生産が本当に健全に運営される、これが一番の目的でありますし、またそのために土地改良を進めているわけでありますから、今局長の方から御答弁申し上げましたようなことを十分に踏まえながら、農家の負担ができるだけ軽減できるようになります。そしてその効果といふものが早期に発現できるような措置を私どもとしても進めてまいりたい、かように考えております。

ば、今百万かかるとすれば、二十万程度でやれる
どんなにかかるても三十万あれば大丈夫である
そういうやり方があるのだ、こういうことでありますから、単純計算しますと、もしそれが五十分
だとしても半分で済む、事業量が倍になる、こと
いうことが事実のようございます。

このよななことを考えますと、これまでづつ
米価が抑制される、それで土地改良の単価がど
んぶえるということは、とりもなおさず農家を
担の増大でありますから、農家の皆さん方が改
事業に支払うお金はどこから持ってくるのかと
うと、農外収入で支払っている人の方が多い。
」

いせんが、この点についての御所見と御決意がございましたらお尋ねをいたし、もしいい答えが出ればこれでおしまい、そうすると十分早く終わるということをございますので、明快な御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐竹政府委員　まず若干事務的に私から御説明しまして、後から大臣がお答えします。

私ども、事業費の節減につきましては常日ごろから努めているつもりでござります。五十七年にても今先生の御指摘のございましたような趣旨も踏まえて通達しているところでございます。今後ともやっていくつもりでござります。

施設の高度化、大規模化に対する対応といったし
ましては、さまざまな予算措置を通して、実質的
に維持管理に伴う農民負担の軽減、公的な管理方
式の導入を図つてきてるところでござります。
また、混住化問題につきましては、四十七年の
法律改正、それから五十九年の法律改正等を通じ
てそれに対応するような新しい仕組みを導入した
ところでございますが、これらが実質的にうまく
機能いたしますように、要は、農家の負担を適正
ならしめるとともに、地域住民全体から見ても問
題がないような適正な維持管理が行われるように
することにあらうかと思うわけでござりますけれ
ども、そのような方向に今後とも土地改良区の指
導をしてまいりたいと考えておるわけございま
す。

○武田委員 三番目に、土地改良事業計画の作成とその実施に当たりましては、私たちは前々から衆参の農水委員会では十分に申し上げておいたのですが、要するに関係者の意見を十分に反映させること、そして導入作物あるいは地盤形、地質など地域の実情に即して経済的かつ効果的な施行に努め、それによって農家の負担軽減を図るべきである。これが大事だということを私以前の法案のときに申し上げておりました。参議院の方でもこのような主張をしておるわけでございまます。

そこで、その問題につきまして以前若干大学の石川先生が指摘されている点も申し上げまして、土地改良については是正すべき点を何点か申し上げたいわけであります。

いことは、農業を專業としている方々の影響は一番深刻だ。それを考慮するときに、こういう専門問題等々の関係機関の御意見を十分に聞き入れての立法、対応というものが必要ではなかろうか。ですから、例えば若い人に技術を習得させることによって経費が軽減できるものならそもやつてみてみた方がという地域があればやらしてみるとか、そういう新しい方針を開くというような方向で農家の負担を軽くする、そしてお金が効率的に使えるよな方向に持っていく必要があるのじやなかろか。か、こういうふうに思います。

しかも、事業量が余り拡大せず、このままの状態でいきますと、土地改良事業に従事する皆さまの方の仲間が全国で一万人ぐらいいるはずであつた

石川先生の具体的な提言につきましては、私どもつまびらかにしておりませんので何とも申し上げようがございませんけれども、石川先生は岩手大学に籍を置かれて、現場の農民に学べということを非常に強く主張されて、私もそのお書きになられたもの等拝見しまして常々敬服しているところでございます。私ども、こういう時期でもござりますから、さまざまなもの立場のさまざまな御意見を、心を広く聞いて謙虚に学ぶ姿勢が大切かといふふうに考えておるわけでございまして、私どもの構造改善局内の農業土木の専門技術者に対しても、そのようなことで十分今後の運用の遺憾のないようにしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○武田委員 維持管理費が土地改良の総支出の二〇%ぐらいを占めるんだということは言われております。国土庁の試算では、二〇〇〇年にはそれが三割、二〇二五年には四割、しかもこれは公共投資が年率三%伸びた場合である。ところが今のようにゼロだと、二〇〇〇年には三割が五割、二〇二五年には九割も経費を食われるという試算をしているのです。これは農林水産省も御承知だと思いますが、結局これが改良区、いわゆる農家の皆さんの負担にかかるてくるということは極めて心配でござりますから、大臣、この点は特に今後の大いな課題でございますので、これに対する十

いろいろ聞きましたところ、以前土木屋的発觸による欠陥田の発生が心配されるという指摘があつた。それは最近大変是正されまして、農林省の努力は評価しなければならないということです。しかしながら、それでもなおまだ大事な問題が放置されているということをございましたので、その点を申し上げて、その改善方法を御検討していただきたいなと思うのです。

それは圃場整備の問題であります。農林省の事によりますと、我々が研究して實際當たつて指導しながらやった場合は二〇%ぐらいでいい。例え

ますが、こういう人たちがとばりを受けるふ配があります。仕事が余りないのだから、おまかせら行革の対象だなどと言われたらどうするのだよ」とことを考へると、農林省の土地改良技術者は優秀であります、この方々をそういう心配に陥らぬいためにも、適正な事業量、そしてまた工期がスムーズにいくよう、それによつて農家負担が軽減されるように、こういう専門家の意見は尊重して、本当に単価が半額ができるものなのか、いろいろことも検討しながら、できるならその方向でしつかりとした土地改良の道を今回の法改正を一つの契機としてやつてほしいな、こういうこと

に高度化していくこと、耕地につきましても、例えは汎用化でありますとかあるいは農業の機械を導入しやすいもの、あるいは労働生産性を高めるとか、いわゆるニーズというものが非常に高くなってきて、整備の水準といいますか、やはりそういったものを高めていかなければなりません。ただししかし、そういう時代でございます。

ただしたよに、確かに古くからの知恵を使うとか、あるいはやり方によつてはそんなに高度なものを使ふなくともいい場所、そういったものもあるのでしよう。やはりそういうことを広く意見を

それは園場整備の問題であります。農林省の事業単価が高過ぎるというのがあります。石川先生によりますと、我々が研究して實際當たつて指導しながらやった場合は二〇%ぐらいでいい。例え

たたしがし、名うにいしても、今お詫かを
りましたよだ。確かに古くからのお惠を使ふと
か、あるいはやり方によつてはそんなに高度なも
のをしなくてもいい場所、そういつたものもある
のでしよう。やはりそいつたことを広く意見を

聞きたながら、効率のいいもの、そしてできるだけ負担の少ないもの、こういったものを、いろいろな高度なもの求めながらも、また技術の開発等によつても低めていくこともできるのじやなかろうか。いずれにいたしましても、今御指摘がございました点を私どもも十分踏まえながらこれから対応してまいりたい、かように考えております。

○武田委員 私は最後に、利用増進の問題がありまますね、これは結局いい基盤整備をしておかぬと、

貸してやるとか——貸し借りが大部分ですが、そのときには、現実にそんなの借りないという人が出てきているのです、それをやらないから。つまり、

兼業農家の方なんかはそんなの投げっぱなしにしておいてもいいという傾向がある、これは非常に

専業農家や規模を拡大する農家にとっては支障を

来ております。負担が大きいこと、さっき言つたように、米価が上がらないとかいう価格の問

題等を含めたすべてがございます。それから、転

作作物をどうするかという問題もこれありますね。ですから、そういうもろもろの中で、国がき

ちつと手を打つてやらなければ流動化も進むものが、農

業委員あるいは農協あるいは関係者の皆さん方の努力にもかかわらず進んでいかないと、大き

な欠陥はここにあるのですよ。

このことをやはりもう一度総点検をされまして、そして、これから本当に第三期、ボスト第三

期もあるわけですから、そのときにこの基盤整備がもつと順調に進んでいかなければ、日本の農業、

特に米を中心とした日本の農業というものは、どんどん低迷していくだけでなく、分解していく

おそれがある、専業農家の皆さん方は一番苦労な

さる、こういうことであつたら、日本の農業の安定的な基盤といつもの確立をしていく問題で一

番のみそをつけてしまふ。

私は羽田大臣は、これからボスト第三期はあなたが成功するか失敗するのかぎを握つてゐる

と思うわけでございます。そのときに出でてきたこ

の土地改良法というのは、その土台である一番重

要な一つの要素でありますから、この点をじつくりと心の中にとどめられまして、機会があれば、先ほど申し上げたそういう地域の専門家の意見等々も十分に踏まえながら、効率的に、しかも金事業が進んでいくことの中、農家の皆さんに、やはり新しい大臣になつたときにはこういふように変わつて、いつたという姿、現実の証拠を示してほしい、そして、日本の農業の夜明けをひとつこの点から農民の前に示してほしいという願いを込めまして、私の質問を終わりますが、どうか局長におかれましても、十分そういう関係者の、

専門家の意見を取り入れて、謙虚に、そのよきも

のは今までの古いしきたりとか慣習にとらわれないを込めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大石委員長 これより討論に入るのです。

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

○大石委員長 これが、本法の改正を期に、工事遅延の回復を図るとともに、左記事項の実現に努め、

土地改良事業の円滑な運営に遺憾なきを期すべきである。

よつて政府は、本法の改正を期に、工事遅延

の回復を図るとともに、左記事項の実現に努め、

土地改良事業の円滑な運営に遺憾なきを期すべきである。

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 提出者から趣旨の説明を聽取いたしました。

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 以上で

いと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

御承知願いたいと存します。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大石委員長 この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。羽田農林水産大臣。

○大石委員長 この際、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件について、順次議事を進めます。

まず最初に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、先般来理事会におきました御協議を願つて、いたのであります。本日、その協議が調い、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を作成した次第であります。

その内容につきまして、便宜、委員長から御説明申し上げます。

本案は、昭和五十七年三月末日をもつて期限切れとなつて、いる農業協同組合合併助成法に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間を、この改正法律の施行の日から昭和六十四年三月三十一日まで復活延長することとし、この合併経営計画の認定を受けて合併する農業協同組合に対し、従前と同様に、法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置が適用されるよう、租税特別措置法等関係法律について所要の改正を行い、合併促進の一助としようとするものであります。

以上がその内容であります。その詳細につきましては、お手元に配付してあります案文により御承知願いたいと存します。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

○羽田農務大臣 本法律案につきましては、政府としては、やむを得ないものと考えます。

御可決された暁には、その趣旨を体し、その適切な運用に努めてまいる所存でございます。

○大石委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしておられます農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたいたしたいと存しますが、これに賛成の諸君の起立を立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

○大石委員長 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本案につきましては、先般来理事会におきました御協議を願つて、いたのであります。本日、その協議が調い、お手元に配付いたしてありますとおりの起草案を作成した次第であります。

その内容につきまして、便宜、委員長から御説明申し上げます。

本案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要な資金の融通に関する臨時措置の期限、すなわち昭和六十一年三月三十一日をさらに五年間延長しよ

うとするものであります。

以上がその内容であります。その詳細につきましては、お手元に配付してあります案文により

納付金の納付等に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申しあげます。

農業改良資金制度は、農業者の創意工夫に基づく合理的な生産方式の導入等のための無利子資金の貸し付けを通じて、農業経営の安定と農業生産力の増強に貢献しているところであります。この農業改良資金制度につきましては、今日の我が国農業をめぐる内外の厳しい情勢に対処し、生産性の高い農業の実現を目指して農業経営基盤の強化を一層推進するため、同資金の拡充を行うとともに、これに要する財源につきましては、現下の財政事情にかんがみ、一般会計からの繰り入れに加えて、特別の財源を緊急に確保する必要が生じております。

○大石委員長 お諮りいたします。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました両案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大石委員長 次に、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案を議題とし、趣旨の説明を聽取いたします。

羽田農林水産大臣。

○大石委員長 この際、内閣提出、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本

中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案を議題とし、趣旨の説明を聽取いたします。

羽田農林水産大臣。

○羽田農務大臣 農業改良資金助成法による貸付

金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、日本中央競馬会は、昭和六十一、六十二両年度限りの特例措置として、同

会の競馬事業の円滑な運営に支障のない範囲内

で、同会に積み立てられてる特別積立金の一部

を国庫に納付させ、これを農業改良資金の政府貸

付金等の財源に充てることとし、この法律案を提

出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

ります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

ただきますようお願い申し上げます。

○大石委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。
次回は、明二十六日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第
四十八号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「及び農業協同組合合併助成法の
一部を改正する法律」を「農業協同組合合併助
成法の一部を改正する法律」に改め、「昭和五十七
年三月三十日まで」の下に「及び農業協同組合
合併助成法の一部を改正する法律（昭和六十一年
法律第一号）の施行の日から昭和六十四年三
月三十日まで」を加える。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行
する。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に
する法律の一部を改正する法律の一部改正）

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に
する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年
法律第十一号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「除く。」を「除く。」
で、「に改め、昭和五十五年法律第五号」の下
に。以下「昭和五十五年法律第五号」という。」
を加え、「農業協同組合合併助成法の一部を改
正する法律の」を「昭和五十五年法律第五号」の
下に「又は農業協同組
合併助成法の一部を改正する法律（昭和六十
一年法律第一号）。以下「昭和六十一年法律
第一号」という。」の施行の日から昭和六十

四年三月三十一日までの間に農業協同組合合併
助成法附則第二項の規定により同法附則第三項
の認定を求め、昭和六十一年法律第一号の
施行の日以後に当該認定を受けたもの」を加え
る。

附則第十八条第七項中「除く。」の下に「。以
下この項において同じ」を加え、「農業協同組合
合併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五
十五年法律第五号」に改め、同項に後段として
次のように加える。

青色申告書を提出する農業協同組合が昭和

六十一年法律第一号の施行の日から昭和

六十四年三月三十一日までの間に農業協同組
合合併助成法附則第二項の規定により同法附

則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律

第一号の施行の日以後に当該認定を受け

て合併をする場合における法人税について
も、同様とする。

附則第十八条第八項中「前項」を「前項前段」
に改め、同項に後段として次のように加える。
前項後段の規定の適用がある場合における
租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和

六十一年法律第一号）による改正後の租
税特別措置法第六十一条及び第六十三条の規
定の適用についても、同様とする。

附則第二十三条第十五項中「農業協同組合合
併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五十
五年法律第五号」に改め、同条に次の一項を加
える。

16 農業協同組合が昭和六十一年法律第一
号の施行の日から昭和六十四年三月三十一
までの間に農業協同組合合併助成法附則第
二項の規定により同法附則第三項の認定を求
め、昭和六十一年法律第一号の施行の日

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百
五十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二十三項中「二十五年」を「三十年」に
改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

農林漁業金融公庫法の健全な発達に資するため、農林漁業金融
公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品
の製造に必要な施設の造成等に必要な資金の融通
に関する臨時措置を更に五年を限り延長する必要
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律
第一号）による改正前の租税特別措置法第
八十二条の二第一項の規定の例による。

理 由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお
存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併
助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関
する措置等を更に昭和六十四年三月三十一日まで
実施する必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に
充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の
納付等に関する臨時措置法

農業改良資金助成法による貸付金等の財源
に充てるための日本中央競馬会の国庫納付
金の納付等に関する臨時措置法

農業改良資金助成法

第一条 この法律は、農業改良資金助成法（昭和
三十一年法律第二百二号）第三条の規定による都
道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保
し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、
昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日
本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業經營
基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定める
ものとする。

（趣旨）

第一条 この法律は、農業改良資金助成法（昭和
三十一年法律第二百二号）第三条の規定による都
道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保
し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、
昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日
本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業經營
基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定める
ものとする。

（趣旨）

本案施行に要する経費
本案の施行に伴い、農業協同組合が合併する場
合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減
免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績
をもとに推計すると一合併組合当たり平年度約
四百五十万円と見込まれる。

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場
合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減
免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績
をもとに推計すると一合併組合当たり平年度約
四百五十万円と見込まれる。

（趣旨）

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例）
第二条 日本中央競馬会は、昭和六十一年事業年度
及び昭和六十二事業年度において、毎事業年度、
日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五
号）第二十七条の規定による国庫への納付をす
るほか、同法第二十九条第二項の規定にかかる
庫に納付しなければならない。

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例）
第二条 日本中央競馬会は、昭和六十一年事業年度
及び昭和六十二事業年度において、毎事業年度、
日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五
号）第二十七条の規定による国庫への納付をす
るほか、同法第二十九条第二項の規定にかかる
庫に納付しなければならない。

（前項の規定による国庫納付金の納付の特例）

〔特別国庫納付金〕といふ。の額に相当する金
額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規
定による特別積立金の額から減額して整理する
ものとする。

（農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例）

2 前項の規定による国庫納付金（次条において
「特別国庫納付金」という。）の額に相当する金
額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規
定による特別積立金の額から減額して整理する
ものとする。

（農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例）

2 前項の規定により農業経営基盤強化措置特別
会計の歳入とされる特別国庫納付金の額に相当
する。

する金額は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金及び当該貸付けに関する事務に要する費用の財源に充てるものとする。

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

理由
農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年三月二十九日印刷

昭和六十一年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

V